

特記仕様書

第1 工事概要

工 事 名：高天井等照明器具更新工事
工事場所：航空自衛隊松島基地
工 期：契約締結日から令和9年3月31日まで
工事概要： 白熱灯15灯の撤去及び水銀灯54灯、投光器16灯、非常用照明6灯、航空障害灯2灯、防爆形照明器具52灯及び防爆形非常用照明器具16灯をLEDへ更新する工事

第2 共通事項

1 仕様

本工事は、本特記仕様書及び図面によるほか、次の標準仕様書による。なお、特記仕様書の記載内容は、標準仕様書等の記載内容に優先するものである。また、これらの定めのない事項については、監督官との協議による。

- (1) 公共建築工事標準仕様書
- (2) 公共建築改修工事標準仕様書

2 立入制限

本工事のために基地内に入門する関係者は、指定された場所以外にみだりに立入りしてはならない。

3 施工場所及び周辺の清掃

施工場所及び周辺の道路等は、工事によって発生した粉じん、飛散した土砂等を常に清掃する。

4 現場管理

施工中は、現場代理人が責任者となり、常に安全確保に留意し現場管理を行い、災害及び事故防止に努める。また、現場の安全衛生は、労働安全衛生法その他関係法令に従って行う。

5 事故等報告

災害及び事故が発生した場合は、人命の確保を優先するとともに二次災害の防止に努め、その経緯を監督官に報告する。

6 作業日及び作業時間

作業時間は平日の0815～1700とし、休憩時間は1200～1300を基準とする。ただし、予め監督官の承諾を受けた場合はこの限りではない。また、夜間及び平日以外に工事を行う場合は、残業届出書により監督官に申請するものとする。

7 週休2日制工事

本工事は、現場閉所により週休2日を確保する「完全週休2日制工事（土日）」の試行対象工事である。

入札時には、当初の予定価格から対象期間内の全ての週において、原則土日に現場閉所されている状態（完全週休2日）を前提とし、下記のとおり労務費等を補

正し工事費を積算する。契約後、請負相手方は、工事着手前に完全週休2日の取組を希望するか判断し、取組を希望しない場合は、月単位の週休2日に取り組むものとし、契約後に補正係数を変更するものとする。

(1) 週休2日の考え方は、以下のとおりである。

ア 完全週休2日（土日）とは、対象期間のすべての週において、原則として土曜日及び日曜日に現場閉所を行ったと認められることをいう。

イ 現場閉所日とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、1日を通して現場や現場事務所が閉所された日をいう。なお、降雨、降雪、荒天、猛暑等の気象環境の変動によるほか、官側の運用上の都合による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

ウ 月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月ごとに現場閉所日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の水準に達していると認められることをいう。

エ 通期の週休2日とは、対象期間において、現場閉所日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の水準に達していると認められることをいう。

オ 対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とするが、そのうち、年末年始6日間及び夏季休暇3日間、工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、契約相手方の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。

(2) 週休2日の達成基準は以下のとおりである。

ア 完全週休2日（土日）とは、対象期間内の全ての週（原則として、土曜日から金曜日までの7日間とする。以下同じ。）ごとに現場閉所日数が2日以上の水準に達する状態をいう。ただし、対象期間の日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っていただくとみなす。

イ 月単位の週休2日とは、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%（8日／28）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っていただくとみなす。

ウ 通期の週休2日の達成は、対象期間内の現場閉所率が28.5%（8日／28日）以上の水準に達していることをもって判断する。

エ 完全週休2日（土日）が達成できない場合において、月単位の週休2日を達成した場合は、補正係数を月単位に変更するものとし、月単位の週休2日を達成できない場合においては、補正係数を除し、補正した労務費等を請負代金額の変更により減額するものとする。

(3) 契約相手方は、毎月末までに現場閉所実績報告書を作成し、翌月10日までに監督官に提出するものとする。ただし、工事完成月については、監督官が指定する日

までに現場閉所実績報告書を提出するものとする。

8 提出書類

提出書類は以下の表を基準とし、様式についての記載がない書類は、監督官が書式を示す。

提出時期	書類等名	提出の可否等
開始前	現場代理人指名・変更通知書及び略歴書	要
開始前	協議書	要
開始前	工程表	要
開始前	緊急連絡先一覧表	要
開始前	施工体制台帳	必要時
開始前	技能士通知書	必要時
開始前	承認図、施工図等（任意様式）	必要時
開始前	入門許可申請書	必要時
開始前	仮設物設置申請書	必要時
実施中	材料検査簿	要
実施中	納品書、出荷証明書（任意様式）	要
実施中	産業廃棄物管理票（写し）	必要時
実施中	発生材通知書	必要時
実施中	残業届出書	必要時
実施中	火気使用申請書	必要時
実施中	臨時立入申請書	必要時
実施中	携帯型情報通信・記録機器持込み申請・許可書	必要時
実施中	受領書	必要時
実施中	現場閉所実績報告書	要
完成時	写真台帳（任意様式）	要
完成時	完成通知書	要
完成時	引渡書	要
完成時	機能性能試験成績書（任意様式）	必要時
完成時	完成図、報告書等（任意様式）	必要時
完成時	機器取扱い説明書等（任意様式）	必要時
完成時	官公署届出書類（各官公署等の書式による。）	必要時

9 写真

- (1) 写真は、施工前、施工中、施工後、材料検査及び目視できない箇所の施工状況、その他監督官の指示により撮影し、各 1 枚を台帳に整理し提出する。また、写真撮影は、定点、同一方向から撮影する。
- (2) 検査に合格したのち、写真データは削除するものとする。

10 材料

使用する材料は、J I S、J A S、J E C 及び J W W A 等の規格があるものは適合する新品とする。また、規格指定があるものは当該規格品又は同等品以上とし、事前に品質及び性能を有することの証明となる承認図等の資料を提出し、事前に監督官の承認を得るものとする。

11 官公署その他への届出等

- (1) 工事の着工、施工及び完成にあたり、関係官公署その他関係機関への必要な届出、手続等を遅滞なく行うこと。
- (2) 届出、手続等を行う前に、あらかじめ監督官に届出内容を報告するものとする。
- (3) 関係法令等に基づく官公署その他関係機関の検査において、必要な資機材、労務等は契約相手方の負担により行うこと。

12 産業廃棄物及び発生材の処理等

- (1) 本工事の施工により発生する産業廃棄物の処分（又は特定建設資材の再資源化に係る処分）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）（又は建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（平成 1 2 年法律第 1 0 4 号））に基づいて適正に処分するものとする。また、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しを提出するものとする。
- (2) 金属類等監督官の指示する発生材に関しては、発生材通知書を作成し、監督官の指定する場所へ集積するものとする。

13 完成検査

- (1) 以下の全ての要件を満たす場合に検査官が実施する。ただし、検査官及び監督官の事前承諾を得た場合は、産業廃棄物管理票の写し及びその他提出書類を事後提出とできるものとする。
- (2) 仕様書に示す全ての工事の完了
- (3) その他監督官が指示する事項

14 関係書類の適正な管理

- (1) 本仕様書及び写真等を、本工事に使用する目的以外で第三者に使用させてはならない。また、本工事の内容を漏洩してはならない。
- (2) 契約相手方は、発注者から貸与された図面等を、施工完了後全て監督官に返納するものとする。

15 疑義その他

- (1) 疑義が生じた場合、監督官と協議のうえ打合せ簿に協議内容を記録し、協議内容のとおり実施するものとする。

(2) 施工中は、他の工作物等に損害を与えないよう施工し、損害を与えた場合は、速やかに監督官に報告し、契約相手方の負担において復旧する。また、第三者等に損害を与えた場合は、速やかに監督官に報告し、契約相手方の責任において補償するものとする。

第3 特記事項

1 工事内容

(1) 撤去工事

名 称	規 格	数 量	単位
水銀灯	H I D 4 0 0 Wチェーン吊り	5 4	個
白熱灯	I L 2 5 0 Wチェーン吊り	1 5	個
投光器	H I D 1 0 0 0 W	4	個
投光器	H I D 2 5 0 W	4	個
投光器	H P J I W－4 0 0 W	8	個
非常用照明	白熱灯専用3 0 W	6	個
6 0 0 Vポリエチレンケーブル	E M－C E 3．5 m㎡3 C	1 1 3．4	m
6 0 0 V絶縁電線	E M－I E 1．6 mm	5 0 8．5	m
6 0 0 V絶縁電線	E M－I E 2．0 mm	1 0	m
6 0 0 V絶縁電線	接地線E 1．6 mm (E M－I E 1．6 mm)	1 7 7	m
厚鋼電線管	G 1 6	1 4 1．5	m
厚鋼電線管	G 2 2	3 5	m
航空障害灯	O M－3 B	2	個
防爆形照明器具	安全増防爆H f 3 2 W 2 灯用	5 2	個
防爆形非常用照明器具	安全増防爆H f 3 2 W 2 灯用	1 6	個

(2) 新設工事

名 称	規 格	数 量	単位
L E D高天井用照明器具	4 0 0 Wメタルハライド器具相当 (チェーン吊り)	5 4	個
L E D投光器	1 0 0 0 Wメタルハライド器具相当	4	個
L E D投光器	2 5 0 W水銀ランプ器具相当	4	個
L E D投光器	4 0 0 Wメタルハライド器具相当	8	個
L E D非常用照明器具	非常用白熱灯3 0 W器具相当	6	個
6 0 0 V絶縁電線	E M－I E 1．6 mm	5 0 8．5	m

6 0 0 V絶縁電線	E M－I E 2．0 mm	1 0	個
6 0 0 V絶縁電線	接地線E 1．6 mm (E M－I E 1．6 mm)	1 7 7	個
厚鋼電線管	G 1 6	1 4 1．5	m
厚鋼電線管	G 2 2	3 5	m
L E D航空障害灯	O M－3 C	2	個
L E D安全増防爆形照明器具	安全増防爆H f 3 2 W 2 灯用相当 (アングル取付)	4 6	個
L E D安全増防爆形照明器具	安全増防爆H f 3 2 W 2 灯用相当 (特殊取付)	6	個
L E D安全増防爆形非常用照明器具	安全増防爆非常用H f 3 2 W 2 灯用相当 (アングル取付)	1 4	個
L E D安全増防爆形非常用照明器具	安全増防爆非常用H f 3 2 W 2 灯用相当 (特殊取付)	2	個
防爆用配管材及び付属品		1	式

2 共通工事

- (1) 再使用する配線等には、傷が付かないようにすること。
- (2) 機器の取り付けは、構造及び取付場所に適合する方法で取り付けるものとする。
- (3) 施工の試験及び測定
- ア 絶縁抵抗測定
- 撤去前及び新設後に各回路ごと測定を行うものとし、細部は監督官の指示によるものとする。
- イ 点灯試験
- 新設後に全数の点灯試験を行うものとし、細部は監督官の指示によるものとする。
- ウ 試験成績表
- 測定の結果を書面（様式任意）にて提出するものとし、細部は監督官の指示によるものとする。

3 電灯設備工事

- (1) 材料
- ア L E D高天井用照明器具の吊り下げチェーンは、新設器具の重量に対して十分な耐荷重及び強度を有するものを使用すること。
- イ L E D投光器の取付用ボルト、ナット及び座金類はすべてステンレス製（S U S 3 0 4）を使用し、確実な固定を行うものとする。
- ウ L E D航空障害灯は、タイマー一体型とする。
- (2) 施工
- ア L E D高天井用照明器具は、器具への接続配線は既設流用とし、既設安定器及

び既設吊り下げチェーンは撤去し、吊り下げチェーン及び器具を更新するものとする。

イ 白熱灯は、器具本体、吊り下げチェーン及びジョイントボックスからの二次側配線をすべて撤去し、残置するジョイントボックス内の回路は、適切な絶縁及び端末処理を施し、ブランクカバー等で確実な閉蓋を行うものとする。

ウ LED投光器は、器具への接続配線及び取付架台は既設流用とし、既設安定器は撤去し、器具本体のみを更新するものとする。

エ LED航空障害灯は、器具への接続配線及び支持パイプは既設流用とし、灯器本体のみを更新するものとする。

オ LED非常用照明器具は、既設吊りパイプを撤去し、新設器具をジョイントボックス（ねじなしE25丸形ボックス2方出）から直付けにて施工するものとする。
なお、設置高さの変更に伴い、建設基準法で定められた床面照度が確保できるか施工前に受注者にて照度計算を行い、計算書（様式任意）を監督官に提出し、承諾を得るものとする。

4 防爆配線等工事

(1) 材料

ア 新設厚鋼電線管は、塗装不要（無塗装）とする。

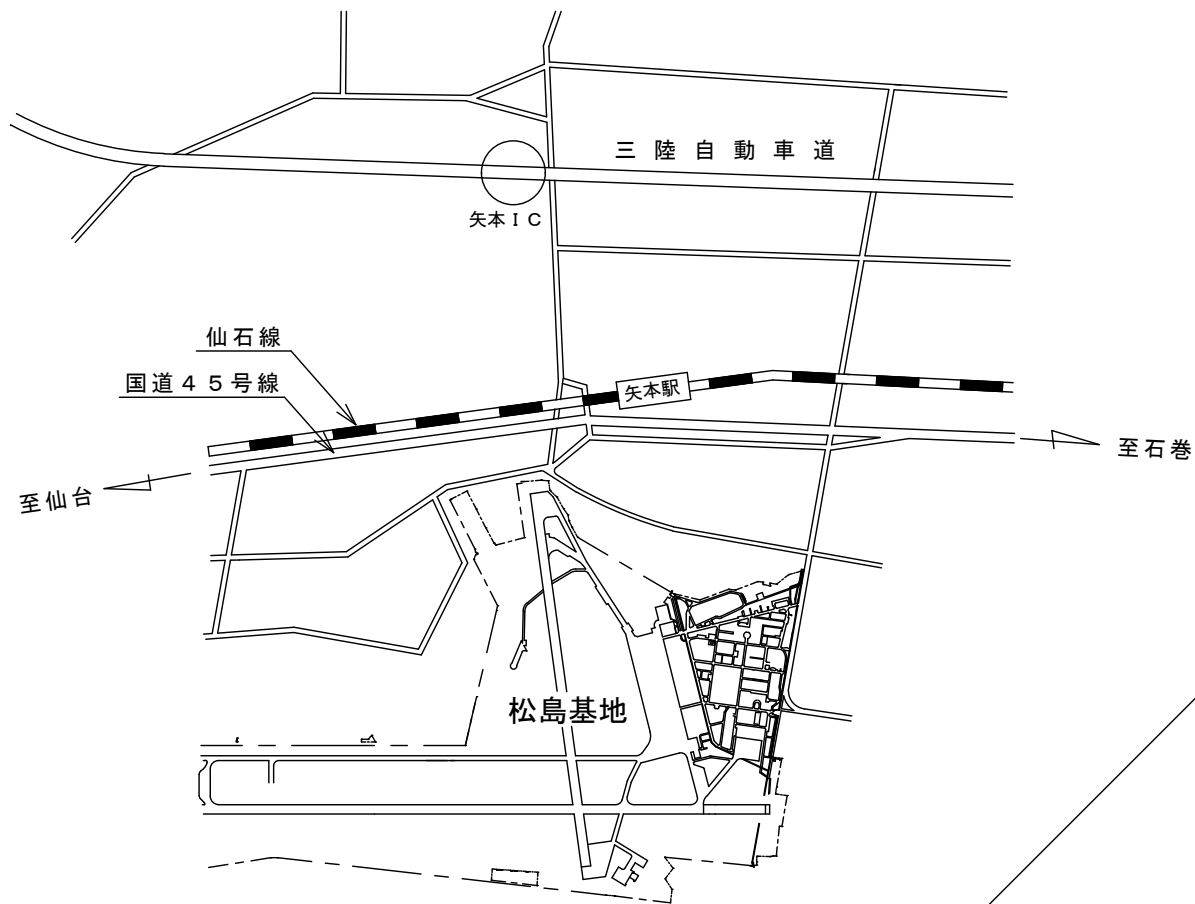
イ 新設厚鋼電線管は、JIS C 8305に定める厚鋼電線管を使用する金属管工事とし、電気機器及び電線管用付属品はすべて安全増防爆構造のものとする。

(2) 施工

ア 防爆形照明用配線、厚鋼電線管及び電気配管用付属品については、既設防爆プルボックスの一次側配線を除き、すべて撤去新設とする。

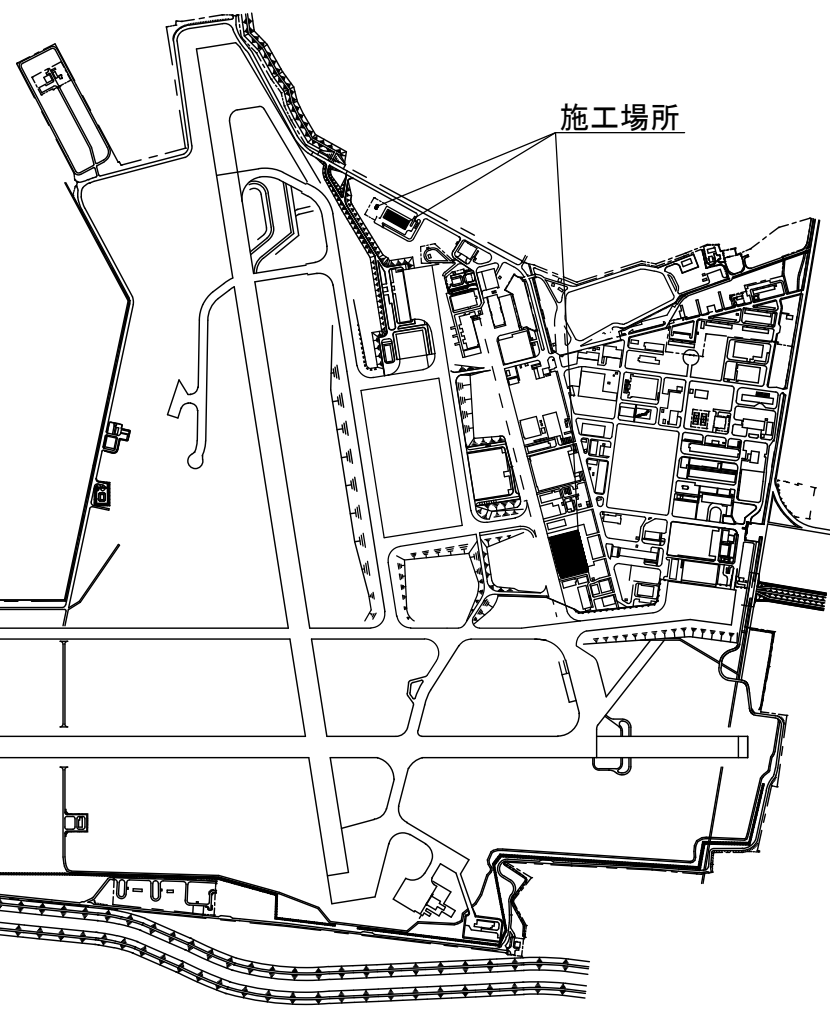
イ 工事場所と他の場所との間に隔壁を貫通する電線管には、そのいずれか一方の3m以内にシーリングフィッチングを設けるものとする。

ウ 分岐接続、直線接続又は端末処理を行う端子箱及び接続場所に出入りする電線管には、これより0.45m以内の箇所にシーリングフィッチングを施すものとする。



案内図

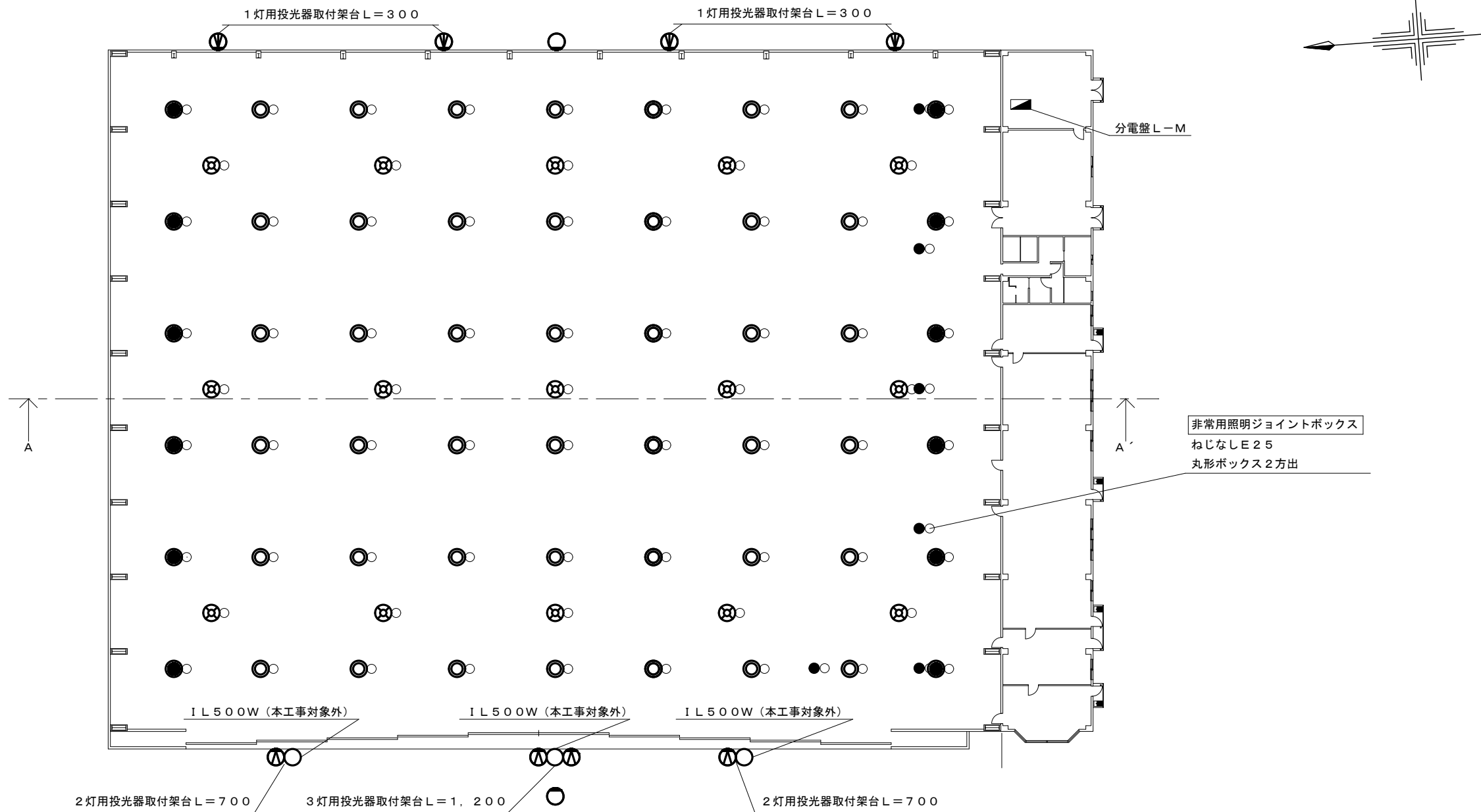
発生材置場



配置図

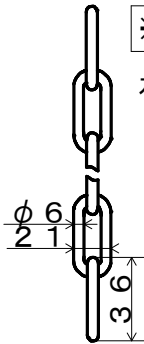
工事完了後要返却 工事関係者以外不許複製

工事名称	高天井等照明器具更新工事	図面番号	全14葉の内5
図面名称	案内図	図面縮尺	
松島基地施設隊		令和8年7月3日	



施工場所 1（撤去図）

記 号	器 具 名 称	規 格	数 量	取 付 高 さ	備 考
☉	水銀灯	HID400W	42個	H≒6,500	安定器、吊り下げチェーン※1等を含む。既設配線流用とする。
●	水銀灯	HID400W	12個	H≒4,500	安定器、吊り下げチェーン※1等を含む。既設配線流用とする。
⊗	白熱灯	IL250W	15個	H≒6,500	配線（EM-CE3.5mmφ3C×108m）、安定器、吊り下げチェーン※1等を含む。
Ⓐ	投光器	HID1000W	4個	H≒10,000	安定器等を含む。既設配線及び取付架台流用とする。
Ⓜ	投光器	HID250W	4個	H≒10,000	安定器等を含む。既設配線及び取付架台流用とする。
●	非常用照明	白熱灯専用形30W	6個	天井高（パイプ吊り）	配線（EM-CE3.5mmφ3C×5.4m）、パイプ（L=900）等を含む。電池内蔵型
○	航空障害灯	OM-3B	2個	H≒17,550	タイマースイッチ連動。既設配線及び支持パイプ流用とする。
○	ジョイントボックス	ねじなしE-25			既設流用とする。



※1 既設吊り下げチェーン

水銀灯 2m×12個

白熱灯 4m×6個

6m×12個

9m×6個

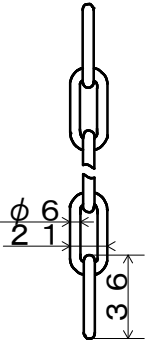
8m×12個

10m×3個

9m×12個

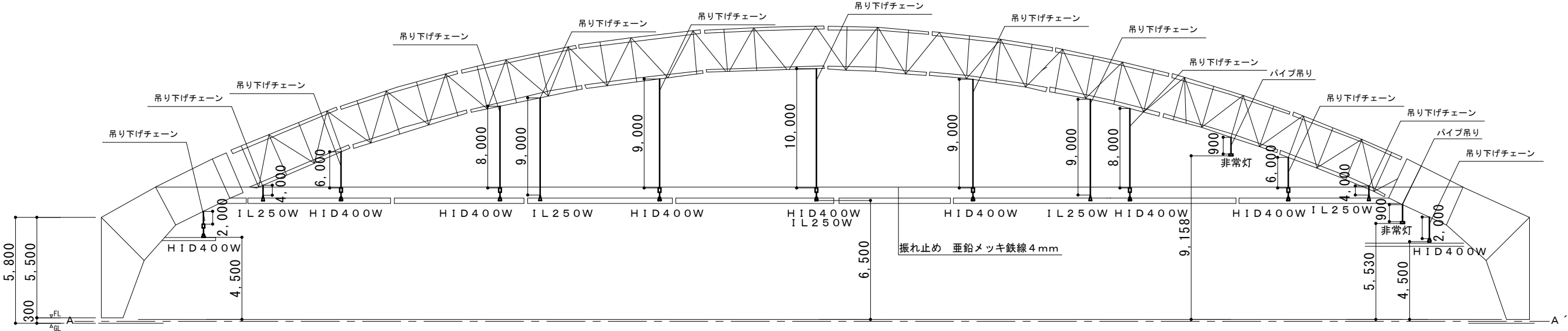
10m×6個

工事完了後要返却 工事関係者以外不許複製			
工事名称	高天井等照明器具更新工事	図面番号	全14葉の内6
図面名称	施工場所 1（撤去図）	図面縮尺	
松島基地施設隊		令和8年7月3日	



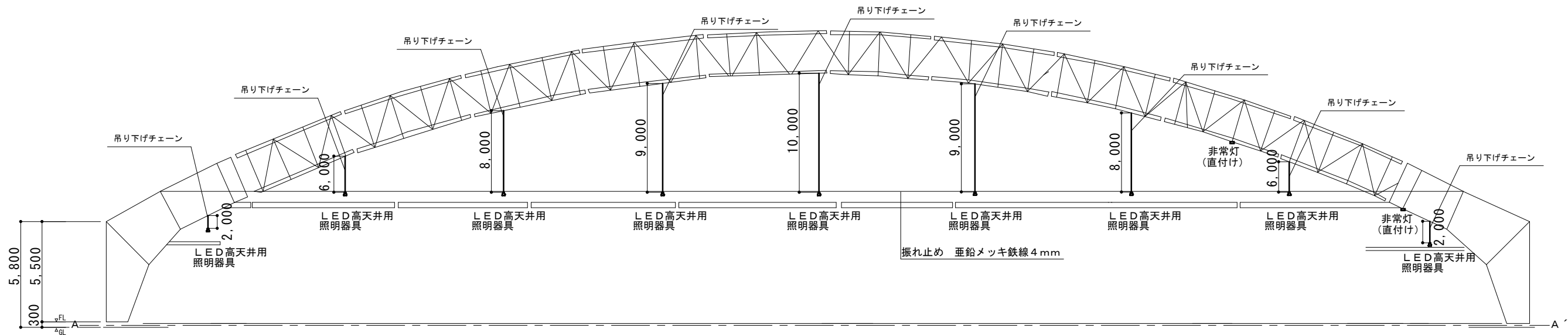
吊り下げチェーン長さ

水銀灯	2m×12個	白熱灯	4m×6個
	6m×12個		9m×6個
	8m×12個		10m×3個
	9m×12個		
	10m×6個		



施工場所 1（撤去断面図）

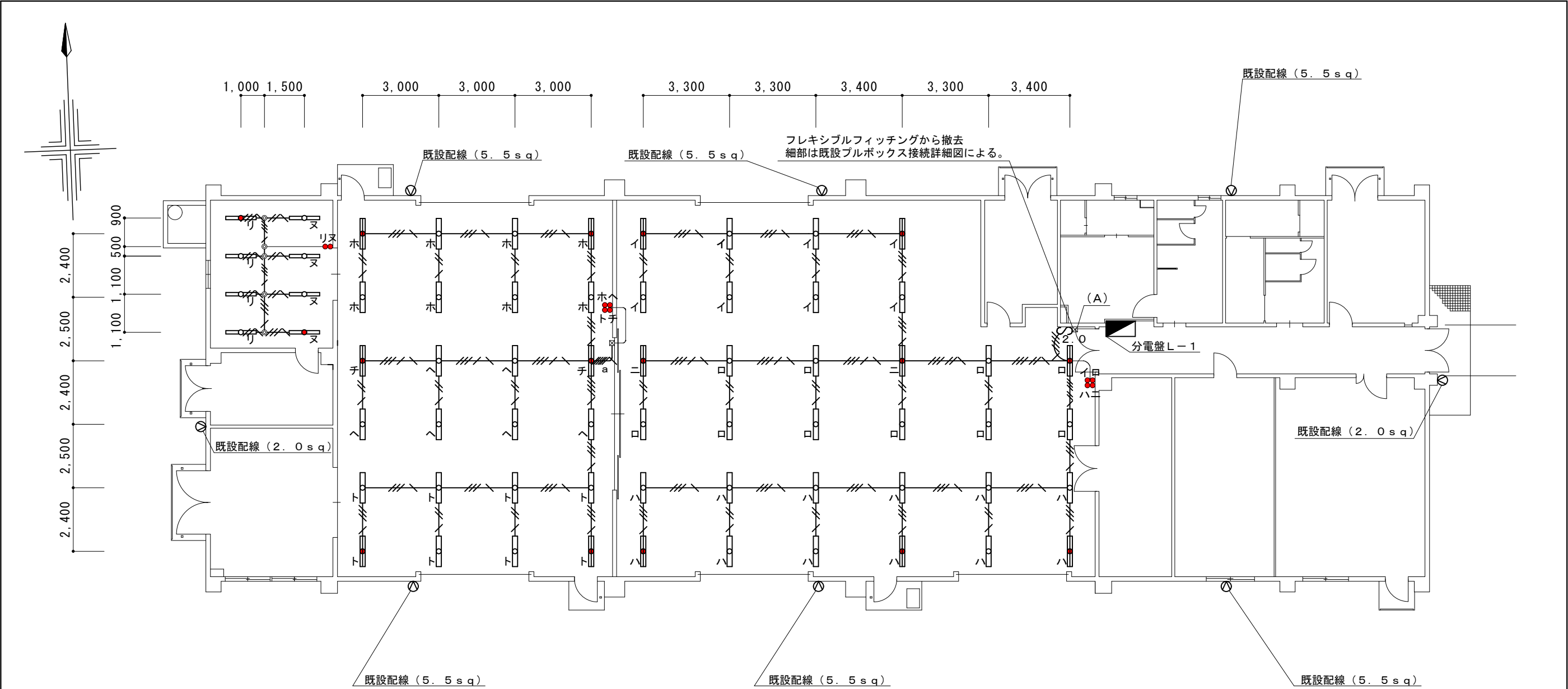
工事完了後要返却 工事関係者以外不許複製			
工事名称	高天井等照明器具更新工事	図面番号	全15葉の内8
図面名称	施工場所 1（撤去断面図）	図面縮尺	
松島基地施設隊		令和8年7月3日	



施工場所 1（新設断面図）

- LED高天井用照明器具
吊り下げチェーン長さ
- 2m×12個
 - 6m×12個
 - 8m×12個
 - 9m×12個
 - 10m×6個

工事完了後要返却 工事関係者以外不許複製			
工事名称	高天井等照明器具更新工事	図面番号	全14葉の内9
図面名称	施工場所 1（新設断面図）	図面縮尺	
松島基地施設隊		令和8年7月3日	

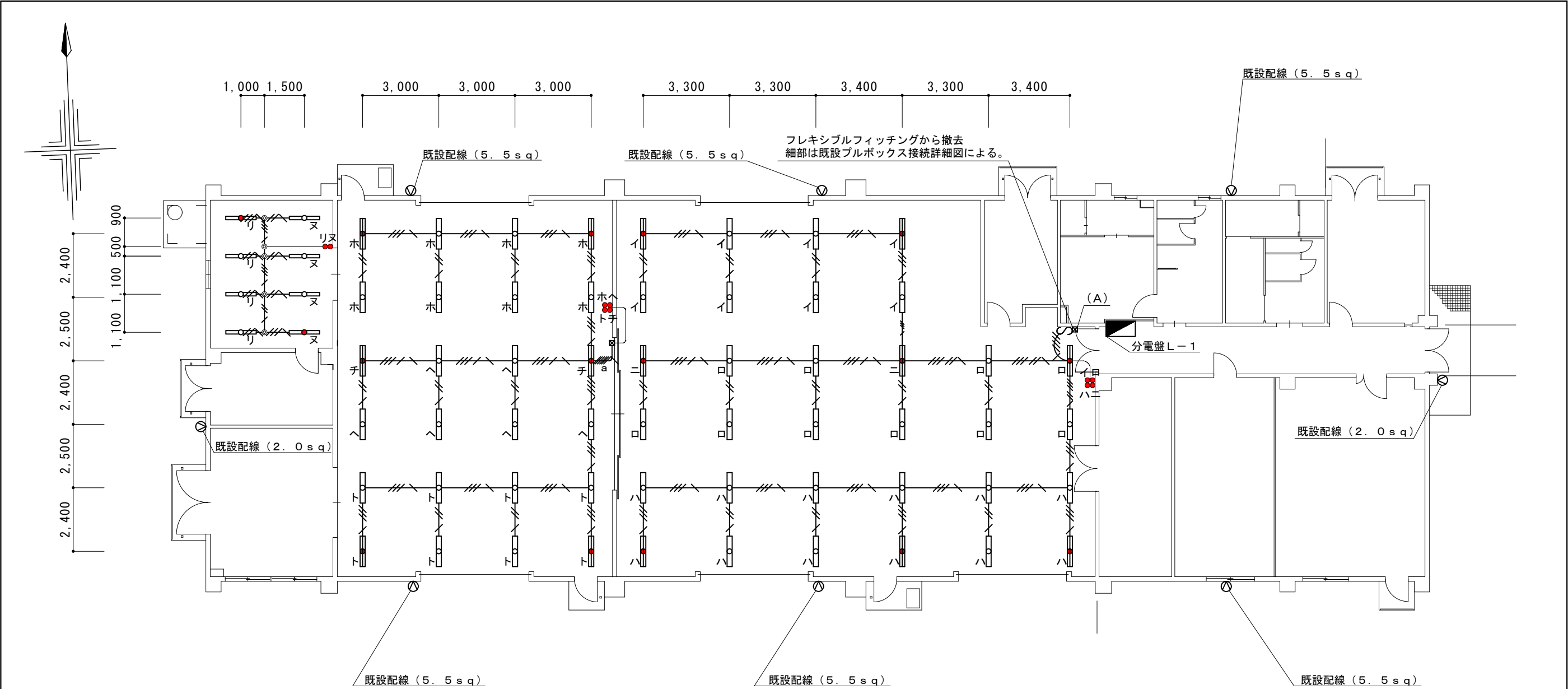


施工場所 2（撤去図）

記 号	名 称	規 格	数 量	取 付 高 さ	備 考
	防爆形照明器具	安全増防爆H f 3 2 W 2 灯用	4 2 個	アングル取付 H = 5 0 0 0	
	防爆形照明器具	安全増防爆H f 3 2 W 2 灯用	6 個	特殊取付 CH = 2 6 0 0	
	防爆形非常用照明器具	安全増防爆H f 3 2 W 2 灯用	1 4 個	アングル取付 H = 5 0 0 0	
	防爆形非常用照明器具	安全増防爆H f 3 2 W 2 灯用	2 個	特殊取付 CH = 2 6 0 0	
	投光器	HP J I W - 4 0 0 W	8 個	取付架台 FL + 4 0 0 0	取付架台既設流用とする。
	安全増防爆形フレキシブルフィッティング		1 個	L = 5 0 0	
	防爆形ジャンクションボックス				既設流用とする。
	防爆形スイッチ				既設流用とする。

記 号	名 称	数 量	配 線	備 考
	1 E 1 . 6 × 2 E 1 . 6 (1 6)	5 3 . 1 m	露出配線	防爆用配管材・付属品を含む。
	1 E 1 . 6 × 3 E 1 . 6 (1 6)	7 8 . 4 m	露出配線	防爆用配管材・付属品を含む。
	1 E 1 . 6 × 4 E 1 . 6 (2 2)	2 1 . 4 m	露出配線	防爆用配管材・付属品を含む。
	1 E 1 . 6 × 5 E 1 . 6 (2 2)	9 . 1 m	露出配線	防爆用配管材・付属品を含む。
	1 E 1 . 6 × 6 E 1 . 6 (2 2)	2 . 0 m	露出配線	防爆用配管材・付属品を含む。
	1 E 2 . 0 × 4 E 1 . 6 (2 2)	2 . 5 m	露出配線	防爆用配管材・付属品を含む。

工事完了後要返却 工事関係者以外不許複製			
工事名称	高天井等照明器具更新工事	図面番号	全 1 4 葉 の 内 1 0
図面名称	施工場所 2（撤去図）	図面縮尺	
松島基地施設隊		令和 8 年 7 月 3 日	



施工場所 2（新設図）

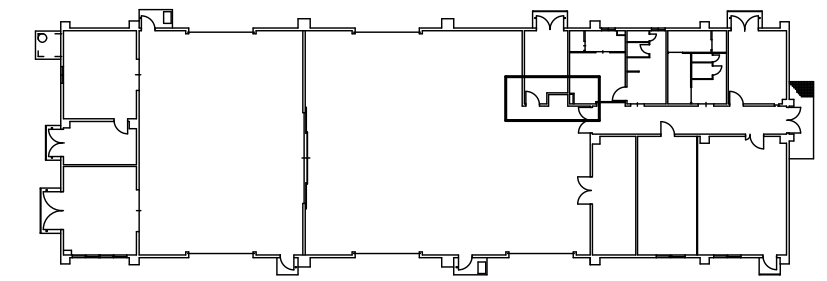
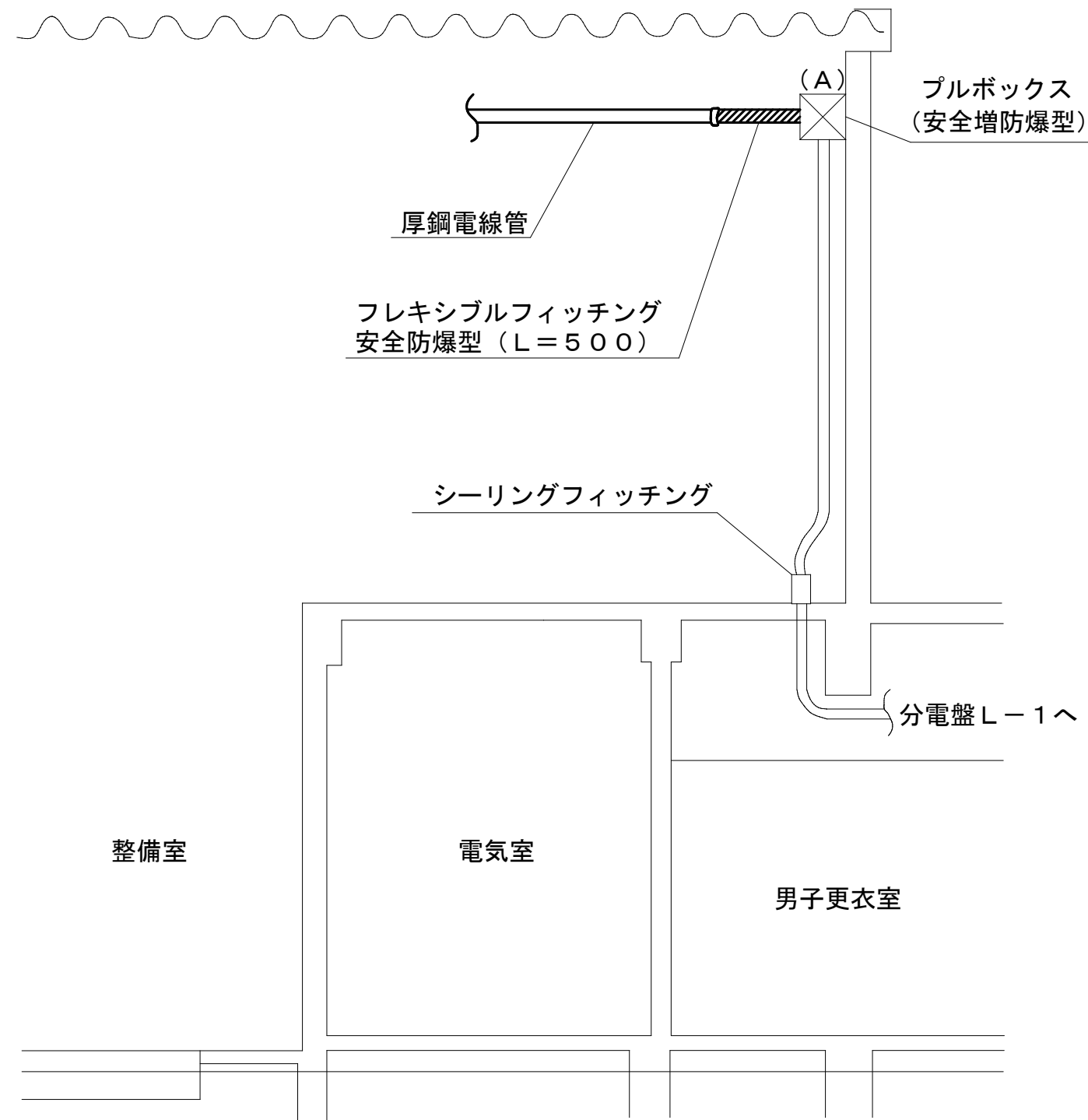
記 号	名 称	規 格	数 量	取 付 高 さ	備 考
	LED安全増防爆形照明器具	岩崎電気：EYICL1041SA9-16	42個	アングル取付 H=5000	安全増防爆Hf32W2灯用相当
	LED安全増防爆形照明器具	岩崎電気：EYICL9041SA9-16	6個	特殊直付 CH=2600	安全増防爆Hf32W2灯用相当
	LED安全増防爆形非常用照明器具	岩崎電気：EYICLA1041SA9A-16	14個	アングル取付 H=5000	安全増防爆非常用Hf32W2灯用相当
	LED安全増防爆形非常用照明器具	岩崎電気：EYICLA9041SA9A-16	2個	特殊直付 CH=2600	安全増防爆非常用Hf32W2灯用相当
	LED投光器	岩崎電気：ECF15040W/NSAN8/DG(W)	8個	取付架台 FL+4000	メタルハライドランプ400W相当 取付架台流用とする。
	安全増防爆形フレキシブルフィッティング		1個	L=500	
	防爆形ジャンクションボックス			既設流用とする。	
	防爆形スイッチ			既設流用とする。	

同等品または同等品以上の規格を可とする。

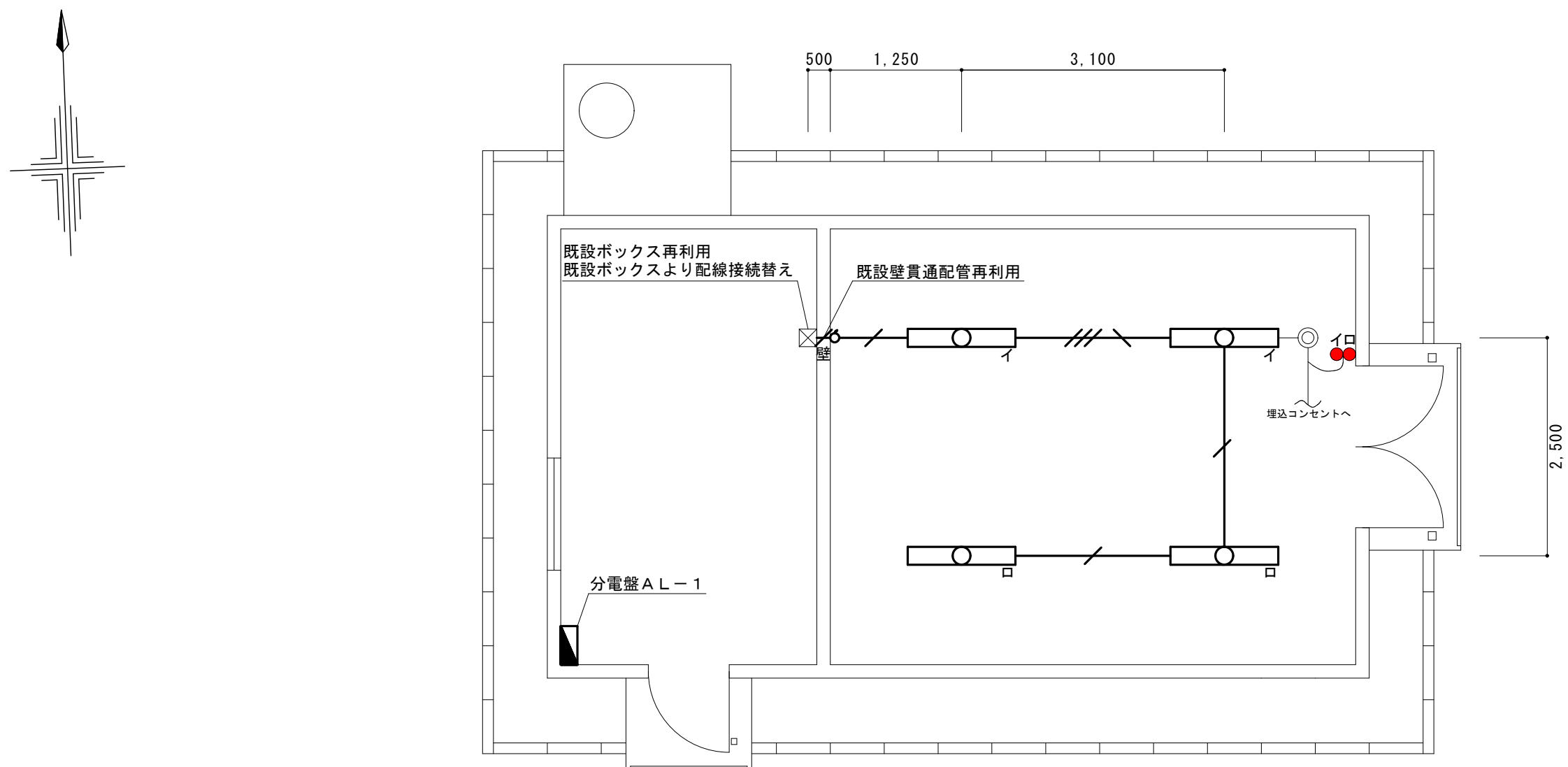
記 号	名 称	数 量	配 線	備 考
	IE1. 6×2 E1. 6 (16)	53. 1m	露出配線	防爆用配管材・付属品を含む。
	IE1. 6×3 E1. 6 (16)	78. 4m	露出配線	防爆用配管材・付属品を含む。
	IE1. 6×4 E1. 6 (22)	21. 4m	露出配線	防爆用配管材・付属品を含む。
	IE1. 6×5 E1. 6 (22)	9. 1m	露出配線	防爆用配管材・付属品を含む。
	IE2. 0×4 E1. 6 (22)	2. 0m	露出配線	防爆用配管材・付属品を含む。
	IE2. 0×4 E1. 6 (22)	2. 5m	露出配線	防爆用配管材・付属品を含む。

工事完了後要返却 工事関係者以外不許複製			
工事名称	高天井等照明器具更新工事	図面番号	全14葉の内11
図面名称	施工場所 2（新設図）	図面縮尺	
松島基地施設隊		令和8年7月3日	

既設プルボックス接続詳細図



工事完了後要返却 工事関係者以外不許複製			
工事名称	高天井等照明器具更新工事	図面番号	全14葉の内12
図面名称	施工場所2 (既設プルボックス接続詳細図)	図面縮尺	
松島基地施設隊		令和8年7月3日	



記 号	名 称	規 格	数 量	取 付 高 さ	備 考
	防爆形照明器具	安全増防爆形H f 3 2W 2 灯用	4 個	天井直付（H＝3， 0 0 0 未満）	
	シーリングフィッティング		1 個		
	防爆形ジャンクションボックス				既設流用とする。
	防爆形スイッチ				既設流用とする。

工事完了後要返却 工事関係者以外不許複製			
工事名称	高天井等照明器具更新工事	図面番号	全14葉の内13
図面名称	施工場所3（撤去図）	図面縮尺	
松島基地施設隊		令和8年7月3日	

